

盛土規制法の手続きフローチャート

【事前相談】
【事前協議】

概ね14日以内で回答

事前相談

☐: 該当しない場合は申請不要です。

宅地造成に関する
工事の許可の可否

事前協議

土地利用

詳細については別紙参照

土地所有者の同意

申請区域内の土地について権利を有する
全員の同意が必要

周辺住民への周知

住民とは、生活の拠点としている者

土地の形質の変更
概ね30日以内

盛土許可申請

一時的な土石の堆積
概ね14日以内

許可書の交付

許可標識の掲示

工事現場の見やすい場所に、
許可を受けた旨の表示

特定工程の工事完了から
4日以内に申請書提出

中間検査

特定工程を含む一定規模以上の
工事の場合必要

擁壁の特定の工程に達
する14日前までに報告

工程報告

特定の擁壁を設置する場合必要

定期報告

一定規模以上の工事で、
工事状況を3ヶ月ごとに報告

工事完了から4日以内に
申請書提出

完了検査

安全基準への適合について現地検査

検査済証交付

確認済証交付

土地の形質の変更には、検査済証の交付
土石の堆積には、確認済証の交付

【許可申請】

【工事着手】

【工事完了】

※処理期間には補正期間は含みません

書類不備等により、処理期間が延びる場合があります。